

議案第 8 1 号

さいたま市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 5 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市区の設置等に関する条例（平成 1 4 年さいたま市条例第 6 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
名称	区域	名称	区域
[略]		[略]	
緑区	大字大崎、大字大牧、大字大間木、 <u>大間木 2 丁目及び大間木 3 丁目</u> 、 <u>大字大谷口（2 9 4 3 番地 1 から 2 9 8 6 番地 1 まで）</u> 、大字上野田、大字北原、大字玄蕃新田、道祖土 1 丁目から道祖土 4 丁目まで、芝原 1 丁目から芝原 3 丁目まで、大字下野田、大字下山口新田、大字新宿、太田窪 1 丁目及び太田窪 3 丁目、大字大道、大字大門、大字代山、大字高畑、大字寺山、大字中尾、大字中野田、大字南部領辻、大字蓮見新田、原山 1 丁目から原山 4 丁目まで、馬場 1 丁目及び馬場 2 丁目、東浦和 1 丁目から東浦和 9 丁目まで、東大門 1 丁目から東大門 3 丁目まで、松木 1 丁目から松木 3 丁目まで、大字間宮、大字三浦、美園 1 丁目から美園 6 丁目まで、大字見沼、大字三室、大字宮後、宮本 1 丁目及び宮本 2	緑区	大字大崎、大字大牧、大字大間木、大字大谷口（2 9 4 3 番地 1 から 2 9 8 6 番地 1 まで）、大字上野田、大字北原、大字玄蕃新田、道祖土 1 丁目から道祖土 4 丁目まで、芝原 1 丁目から芝原 3 丁目まで、大字下野田、大字下山口新田、大字新宿、太田窪 1 丁目及び太田窪 3 丁目、大字大道、大字大門、大字代山、大字高畑、大字寺山、大字中尾、大字中野田、大字南部領辻、大字蓮見新田、原山 1 丁目から原山 4 丁目まで、馬場 1 丁目及び馬場 2 丁目、東浦和 1 丁目から東浦和 9 丁目まで、東大門 1 丁目から東大門 3 丁目まで、松木 1 丁目から松木 3 丁目まで、大字間宮、大字三浦、美園 1 丁目から美園 6 丁目まで、大字見沼、大字三室、大字宮後、宮本 1 丁目及び宮本 2 丁目並びに山崎 1 丁目

丁目並びに山崎1丁目	
[略]	[略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。